

岩手県企業局管理規程第 18 号

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

企業局企業職員就業規則（昭和 43 年岩手県企業局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第11条の2 職員は、企業局長の承認を得て<u>3歳に満たない子を</u>養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(表彰)</p> <p>第22条 職員が業務に関して事績をあげたときは、<u>記念品を授与してこれを表彰する。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第11条の2 職員は、企業局長の承認を受けて、<u>当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を</u>養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(修学部分休業)</u></p> <p>第11条の3 職員は、企業局長の承認を受けて、<u>大学その他の企業局長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）</u>ができる。</p> <p>2 <u>修学部分休業については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第22条 職員が業務に関して事績をあげたときは、これを表彰する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。